

2019年9月10日

あいちトリエンナーレ2019「表現の不自由展・その後」について

標記の件について、河村たかし名古屋市長から8月2日付けで私あてに中止を求める文書が発出されました。

また、8月8日付けで市民向けに市長ご自身の考え方を現わす文書が市のホームページにも掲載されました。

そしてこれらを見られた県民の方々から、知事や県はどのように考えておられるのでしょうか、という問い合わせがありました。

そこで、これら一連の文書の内容を拝見したところ、日本国憲法を解釈する上でいくつかの疑義が散見されました。

このような間違った情報を市民に発信されていることを憂慮し、私の考え方を次のようにまとめました。広く県民の方々にご覧いただければ幸いに存じます。

あいちトリエンナーレ実行委員会会長

愛知県知事

大村 秀章

1. 展示を中止した経緯

今回、「表現の不自由展・その後」（以下「本件展示」といいます。）を中止した経緯は、繰り返しご説明してきたとおり、本件展示の開始後、テロの如き加害行為を想起させる脅迫、嫌がらせの電話や電子メール、ファックスが事務局や県庁に殺到し、本件展示はもとよりトリエンナーレ自体の安心・安全な運営が脅かされたためです。威力業務妨害罪の容疑により逮捕者 1 名がでていますが、その後も脅迫・嫌がらせ的な電話等は継続しており、現時点では安心・安全な運営の確保についてまだ確信を持てる状況に至っていません。なお、こうした一連の経緯については、外部有識者によるあいちトリエンナーレのあり方検証委員会において検証していただいているところです。

また、トリエンナーレは、実行委員会において、関係者での協議を経て事業計画や予算等をその都度議決しながら進められてきたもので、愛知県や実行委員会会長である私の一存で決まったものではありません。なお、本件展示の中止については、来場者の安全確保等の観点から実行委員会会長である私と芸術監督が相談して決めましたが、上記のとおり緊急避難的な対応としてやむを得ないものと考えています。

2. 本件展示と表現の自由について

日本国憲法 21 条は、1 項で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とし、2 項において、「検閲は、これをしてはならない。」と規定しています。表現の自由が基本的人権として保障されていることの重要性は、あらためて説明するまでもないことと思われませんが、憲法 21 条 2 項が検閲を禁止する条項をわざわざ設けていることには、特別の意味があると考えられます。それは、日本では過去に検閲制度が実際に存在し、その弊害が極めて大きなものであったという反省に基づいたものです。表現の自由が保障されていることからすれば、検閲の禁止は当たり前のことで特に規定する必要性はないともいえますが、歴史的経緯への反省に基づき、表現の自由を侵害する行為の中でも検閲は特に許されないことを明示したもの、いいかえれば、表現の自由を侵害する公権力の行使、作用、活動はすべて憲法 21 条 1 項でもともと禁止されており、その中でも検閲については、歴史的経緯から特に 2 項で厳しく禁止することを確認したものと考えられます。

したがって、検閲にさえ当たらなければ問題ないかの如き理解があるとするれば、本末転倒といわざるを得ません。憲法 21 条 2 項にいう「検閲」の解釈については様々な解釈がありますが、公職にある者は、何故に表現の自由が保障されているのか、何故にわざわざ検閲が明示的に禁止されたのか、その歴史的意

味を深くかみしめる義務があると考えます。今般、本件展示の内容が「日本国民の心を踏みにじるもの」といった理由で展示の撤去・中止を求める要求がありました。もし事前に展示内容を審査し、そのような理由で特定の展示物を認めないとする対応を採ったとすれば、その展示物を事前に葬ったとして世間から検閲とみられても仕方がなく、いずれにせよ憲法 21 条で保障された表現の自由の侵害となることはほぼ異論はないものと考えます。

また、トリエンナーレで展示をしなくても私的な負担と場所で展示できるから問題ないという考え方もあるようですが、これも基本的人権や「公」の概念をまったく理解していないといわざるを得ません。

憲法は、表現の自由だけでなく、19 条で思想・良心の自由を保障し、14 条で法の下での平等も保障しています。したがって、公権力は、補助金の交付といった便益の供与・サービスの給付的な局面で用いられる場合でも、こうした基本的人権に反することが許されないことは当然です。そして、表現の内容、思想や良心に立ち入り、表現や思想等の内容次第で便益の供与やサービスの給付の取り扱いを判断し区別することは、これら基本的人権の保障に反することは明らかです。公的な場であるからこそ、多様な表現が保障されるべきことが、憲法の要請と考えます。

3. トリエンナーレの意義について

トリエンナーレは、多様なアートに直接触れ、あるいは体験することによって、文化芸術の振興、浸透、地域の魅力の向上などを図るものです。

いうまでもなく、芸術の価値に対する評価は百人百様です。したがって、誰もが芸術的価値を認めるものだけの展示を認めることになれば、こうした展示展は成立しません。したがって、テーマや展示の選択など芸術的内容に関わる点は、芸術分野の専門家を中心としたメンバーで選ばれた芸術監督やキュレーターによる議論・検討を経て決定されています。愛知県は、施設や財政面、事務局スタッフの人的支援といった観点で中心的な役割を担っていますが、愛知県や私が芸術的な価値について当否を判断して展示内容を決定したものではありません。芸術的価値に対する評価については、実行委員会会長あるいは首長といえどもそれを評価・判断して決定すべきでなく、展示内容の取捨選択は最終的には芸術分野の専門家に委ねるべきで、実際にそのように進めてきました。

4. まとめ

今回、来場者や出展者、トリエンナーレに関わった多くの関係者の方に混乱が生じたことは大変遺憾に思っていますが、脅迫的な攻撃が集中的になされた

ことは、あってはならないことです。表現の自由、思想・良心の自由、法の下
の平等といった基本的人権は、突き詰めれば「個人の尊厳」に行き着くと考え
られます。人は誰もが異なる存在であり、そうした多様性を互いに認めて尊重
すべきです。多様な人がいれば、あつれきも生じますが、それは冷静な対話に
より建設的に解消されるべきものです。モノは破壊できても人は破壊できませ
ん。

また、公権力を行使する職にある者にも、表現の自由、思想・良心の自由、
政治的な意見は個人として当然保障されるべきです。私も個人的な意見等はも
ちろんあります。ただ、他方で、公権力を行使する立場にある者、特に行政権
を執行する職にある者は中立性が求められます。思想や良心の中立性ではなく、
行政権を公正に執行すること、すなわち、例え自分の思想や信条、政治的立場
と異なる相手であっても、法に従って公正に職務を行うという職務執行上の中
立性です。

こうした観点から、首長としての行為や発言と、個人的な行為や発言とは厳
に区別されるべきですし、多様な価値観や意見の衝突があるのであれば、個人
的な意見表明を行う場合でも公私の区別を明確にして謙抑的に行われるべきで
す。自らの思想や信条をそのまま具体的な職務執行やその要求に直結させるこ
とには疑問を持たざるを得ません。

私自身の自省もそうですが、トリエンナーレを、表現の自由の在り方、芸術
展の在り方等について、多くの人があらためて考えてみる機会にさせていただき
たいと思っております。

5. 今後について

なお、9月に「表現の自由に関する公開フォーラム（仮称）」を開催いたしま
す。そこでは、今回の「表現の不自由展・その後」でのような日本各地での展
示中止事例やその背景を探ります。作家やキュレーターを招き、県民の皆様（鑑
賞者）とともに自由に意見を語り合う場にしたいと考えております。

さらに10月には、あいちトリエンナーレで展示中止とした作家やこうした
問題に精通する海外ジャーナリストを招いて、「表現の自由に関する国際フォー
ラム（仮称）」を開催いたします。このフォーラムでは、世界各地が直面する深
刻な現状について議論し、そのうえで、表現の自由の実現に向けてアートに何
ができるのかを確認したいと考えています。また、各国政府や世界の人々に対
し表現の自由をアピールする「あいち宣言（あいちプロトコル）」を提案したい
と思います。

実は、本来、こうした作業は「表現の不自由・その後」の前に行うべきでし

た。そうすれば誤解や混乱は避けられたかもしれませんが。しかし、今からでも遅くないと思います。

私たちは、今回のあいちトリエンナーレでの出来事を、表現の自由に関するメッセージを世界に届ける機会にしたいと考えています。その作業に、是非作家の皆様、キュレーターの皆様、そして多くの県民の皆様（全鑑賞者）にご協力いただきたいと思います。